

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ドミニカ共和国	ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	300,000千円 -----	H26.2.6 サンクト スピズで (同日)	日本側 佐藤 宗一 在 ドミニ カ共和国大使 側 オセ・ マスエル・トナルジョー ルス 外務次官	H26.2.24 60号
ドミニカ共和国	ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H26.3.12 サンクト スピズで (同日)	日本側 竹谷 祐二 在 ドミニ カ共和国臨時代理大使 側 ドミニカ共和国側 オセ・ マスエル・トナルジョー ルス 外務次官	H26.3.31 97号
ドミニカ共和国	ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H26.11.14 サンクト スピズで (同日)	日本側 淵上 隆在 在 ドミニカ 共和国大使 側 アンド レス・ナバロ・ガルシア 外務大臣	H26.12.17 386号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。